

平和市長会議運営体制の充実方策について

1 趣 旨

1982年に設立された平和市長会議は、今や世界157か国・地域から5,712の都市が加盟する組織にまで拡大し、その加盟都市数は4年前の第7回平和市長会議総会開催時の2,963都市からほぼ倍増した。一方で、活発に活動している都市は、役員都市をはじめとする一部の都市に限られているという現状があり、活動へのより多くの都市の参加が課題となっている。この世界的なネットワークをより強固で実効あるものとし、将来にわたり継続的かつ効果的な活動が展開できるようにするためには、加盟都市の参加意識を高めつつ、世界各地で活発な活動が行われるようにするとともに、活動を支える安定的な財政基盤の整備に取り組むことが必要となっている。

こうした認識に基づき、2011年11月にスペイン・グラナダズ市で開催した理事会において、第8回総会での議案化に向け平和市長会議運営体制の充実方策について検討する必要があるとの認識で一致した。これを受け、2012年1月にドイツ・ハノーバー市で、同年5月にオーストリア・ウィーン市で、同年7月にノルウェー・フロン市で、さらには2013年4月にスイス・ジュネーブ市で役員都市等による検討会議を開催し、次の二つの方策を取りまとめた。

2 地域のグループ化の推進と地域活動の活発化

(1) リーダー都市の選定とその役割

平和市長会議の活動が、世界各地において地域特性を踏まえながら主体的・自主的に展開されるようにするため、地域のグループ化を図る。そのために相当数のリーダー都市を選定し、そのリーダー都市は、平和市長会議事務局（以下「広島事務局」という。）の支部としての体制を整えその役割を果たすとともに、地域の活動を牽引する。リーダー都市の選定は、会長が候補都市との協議を経て行い、当該リーダー都市は自らの地域グループに含める国や地域を設定する。なお、役員都市以外の都市がリーダー都市に選定される場合、当該都市は同時に役員都市に選任される。

(2) 開始年度 2015年度

3 メンバーシップ納付金制度の導入

(1) 納付金制度の基本的スキーム

メンバーシップを維持しつつ、平和市長会議という機構を加盟都市全体で支える体制をつくるため、各都市は1都市当たり毎年2,000円のメンバーシップ納付金（以下「納付金」という。）を負担する。なお、任意での2,000円を超える負担も歓迎する。また、仮に納付金を負担しない都市があったとしても、その都市を離脱させることはしない。

各都市は、リーダー都市を通じ又は直接に納付金を広島事務局に送付する。ただし、地域グループ内での活動に充当する資金が必要となることや広島事務局への送金手数料が過大となること等考慮すべき事情があると広島事務局が認めるときは、広島事務局への納付金送付を免除することができる。また、地域内で核兵器廃絶に向けた取組を推進する他の自治体組織に分担金等を拠出する都市について、広島事務局はリーダー都市と協議の上、その納付金の負担を免除することができる。

広島事務局に送付された納付金は、平和市長会議行動計画に掲げる新規事業や既存事業の拡充のための財源として優先的に充当し、余剰が見込まれる場合は従前の平和市長会議運営経費にも充当する。また、広島・長崎両市は引き続き相応の運営経費の負担を行う。なお、地域グ

ループ内での平和市長会議の事業拡充と安定的な財政基盤確保のため、必要に応じ地域ごとの
ファンドレイジングに取り組むものとする。

- (2) 開始年度
2015 年度